

期間雇用社員が65歳に達した日以後の雇用契約の更新について（提案）

期間雇用社員（スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。）の雇用契約更新の取扱いについて、以下のとおり提案する。

1 改正内容

期間雇用社員（スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。）の雇用契約については、会社が特に必要と認める場合のほかは、満65歳に達した日以後、雇用契約の更新を行わない旨を期間雇用社員就業規則において定めているところ。

この取扱いについて、平成22年10月1日から適用することとしていたところ、十分な事前周知を行う趣旨から、6ヵ月間延期し、平成23年4月1日から適用することとする。

2 社員周知

(1) 個別説明

8月末までに、平成23年4月1日以後の雇用契約期間の満了の日において満65歳以上となる期間雇用社員（月給制契約社員については昭和22年4月1日以前に生まれた者、時給制契約社員については昭和21年10月1日以前に生まれた者）（スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。以下、同じ。）に対し、管理者等から、個別に「期間雇用社員の皆さんへ」（別紙）を手交の上、説明を行う。

なお、時給制契約社員に対する個別説明は、原則として雇用契約の更新手続に合わせて行うこととする。

(2) 社員周知

前記(1)の個別説明が終了した後、「期間雇用社員の皆さんへ」（別紙）を掲示板等に掲示するとともに、同内容を朝礼等において周知を行う。

(参考)

「会社が特に必要と認める場合」の運用については、次により行う。

- ① 当該期間雇用社員が業務遂行能力を確実に備えており、かつ、
- ② 当該期間雇用社員の後補充を行う必要があるが、その後補充が困難であると会社（所属長）が認める場合

期間雇用社員の皆さんへ

期間雇用社員（スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。）の皆さんの雇用契約については、会社が特に必要と認める場合のほかは、満65歳に達した日以後、雇用契約の更新を行わない旨を期間雇用社員就業規則に定めているところです。

この取扱いについては、平成22年10月1日から適用することとしていたところですが、十分な事前周知を行う趣旨から、6ヵ月間延期し平成23年4月1日から適用することとしたところです。

この取扱いによる雇用契約の更新は次のようになります。

○ 月給制契約社員の方

- ・ 昭和22年4月1日以前に生まれた方

平成24年4月1日以後の雇用契約の更新は行いません。

H23/4/1

H24/3/31

雇 用 契 約 期 間

ここまでに満65歳に達した方（S22/4/1生まれを含む。年齢は、誕生日の前日に1歳加算されるもの。以下同じ。）は、H24/4/1以後の雇用契約の更新は行いません。

- ・ 昭和22年4月2日以降に生まれた方

満65歳に達した日以後、雇用契約の更新は行いません。

4/1

3/31

雇 用 契 約 期 間

この間に満65歳に達した方は、次回の雇用契約の更新は行いません。

○ 時給制契約社員の方

- ・ 昭和21年10月1日以前に生まれた方

平成23年10月1日以後の雇用契約の更新は行いません。

H23/4/1

H23/9/30

雇 用 契 約 期 間

ここまでに満65歳に達した方は、H23/10/1以後の雇用契約の更新は行いません。

- ・ 昭和21年10月2日以降に生まれた方

満65歳に達した日以後、雇用契約の更新は行いません。

4/1 (10/1)

9/30 (3/31)

雇 用 契 約 期 間

この間に満65歳に達した方は、次回の雇用契約の更新は行いません。

満65歳に達した日以後、雇用契約の更新を行わない取扱いは、正社員の定年年齢（満60歳）、高齢再雇用社員についても、満65歳に達した日以後、雇用契約の更新を行わないこととしていることとの均衡、加齢に伴い過大な業務負荷により事故が発生する懸念等を考慮したものですので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、満65歳に達した日以後においても、会社が特に必要と認める場合は、雇用契約の更新を行うことがあります。これについては、その時に個別にお伝えすることになります。

不明な点等ありましたら、所属の庶務担当にご照会下さい。